

文化センター使用料

1 施設関係

(1) 基本使用料

(単位 円)

区分		午前 (午前 9 時～正 午)	午後 (午後 1 時～午後 5時)	夜間 (午後 6 時～午後 10時)	昼間 (午前 9 時～午後 5時)	昼夜 (午後 1 時～午後 10時)	全日 (午前 9 時～午後 10時)
大 ホ ー ル	平日	25,700	34,300	43,100	60,000	77,400	103,100
	土日 祝日	32,300	43,100	54,000	75,400	97,100	129,400
小 ホ ー ル	平日	7,400	9,800	12,400	17,200	22,200	29,600
	土日 祝日	9,300	12,400	15,600	21,700	28,000	37,300
展示室		3,100	4,100	5,200	7,200	9,300	12,400
リハーサ ル室		1,500	2,000	2,600	3,500	4,600	6,100
第1練習 室		1,100	1,500	2,000	2,600	3,500	4,600
第2練習 室		700	1,000	1,500	1,700	2,500	3,200
第3練習 室		1,900	2,600	3,600	4,500	6,200	8,100
第1楽屋		300	500	1,000	800	1,500	1,800
第2楽屋		300	500	1,000	800	1,500	1,800
第3楽屋		700	1,000	1,500	1,700	2,500	3,200
第4楽屋		700	1,000	1,500	1,700	2,500	3,200
第5楽屋		1,100	1,500	2,000	2,600	3,500	4,600

(2) 特別使用料

特別使用料の種別	使用料の額
入場料徴収加算料	入場料が1,000円以下の場合にあっては、施設の別及び使用区分に応じ、基本使用料の額の100分の20に相当する額
	入場料が1,000円を超える場合にあっては、施設の別及び使用区分に応じ、基本使用料の額の100分の50に相当する額
	入場料が3,000円を超える場合にあっては、施設の別及び使用区分に応じ、基本使用料の額の100分の100に相当する額
超過使用料	施設の別及び使用区分に応じ、1時間につき、超過利用直前の当該施設に係る1時間当たりの使用料の100分の120に相当する額

備考

- 1 土日祝日とは、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日をいう。
- 2 入場料とは、入場料、会費、会場整理費その他の名称を問わず、催物1回について入場者が支払う対価をいい、座席等により入場の対価の額が異なる場合は、その最高額とする。
- 3 入場料を徴収しないで、施設を営業、宣伝その他これに類する目的で使用する場合の使用料は、100分の150に相当する額とする。
- 4 使用する時間が使用区分に定める使用時間に満たないときは、これを使用区分に定める使用時間に切り上げて計算する。
- 5 この表に基づいて算出した使用料に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。